

昭島市立学校校庭夜間照明設備使用要綱新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(使用の範囲)</p> <p>第2条</p> <p>2 テニスコートの照明設備の使用の許可を受けることができる者は、市の区域内に居住し、在勤し、又は在学する者とする。ただし、18歳<u>未満</u>の者の使用については、成人の同伴を要するものとする。</p>	<p>(使用の範囲)</p> <p>第2条</p> <p>2 テニスコートの照明設備の使用の許可を受けることができる者は、市の区域内に居住し、在勤し、又は在学する者とする。ただし、18歳<u>以下</u>の者<u>(学生及び就労者を除く。)</u>の使用については、成人の同伴を要するものとする。</p>